

○法務省告示第四百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十一条第一項第七号の規定に基づき、構造改革特別区域法第十一条第一項第七号の法務大臣が定める方法を次のように定める。

平成十七年九月二十日

法務大臣 南野 知恵子

構造改革特別区域法第十一条第一項第七号の法務大臣が定める方法

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十一条第一項第七号の法務大臣が定める方法は、次のとおりとする。

- 一 信書の検査は、外形の検査及び内容の検査に分けて実施すること。
- 二 外形の検査は、次に掲げる事項について実施すること。
  - イ 受信書にあつては、受取人が収容されているかどうか。
  - ロ 受刑者が発受する信書にあつては、相手方が信書を発受することを禁止された者であるかどうか。
  - ハ 受刑者が発する信書にあつては、制限された通数を上回っているかどうか。

- 二 信書以外の物若しくは書類、第三者あての信書若しくは第三者からの信書又は危険物若しくは禁制品が混入しているかどうか。
- 三 内容の検査は、次に掲げる事項について実施すること。
  - イ 暗号の使用その他の理由によって、理解できない内容であるかどうか。
  - ロ 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか。
  - ハ 発受によって、施設の規律及び秩序の維持を害する結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか。
  - ニ その他イからハまでに掲げる事項に準ずる記述があるかどうか。
  - 四 外形の検査と内容の検査は、同一の者が行うことはできないこと。
  - 五 委託事務従事者は、検査の結果、信書の全部又は一部について第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があることが明らかとなった場合は、直ちに当該信書を刑務官に提出すること。

## 附 則

この告示は、平成十七年十月一日から施行する。

※平成二十一年法務省告示第百九十一号による廃止前のもの。